

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 26 日

各教科書発行者 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書検定システムによる申請手続等開始に伴う変更点及び留意事項について

教科書検定システム（以下「システム」という。）を利用した検定申請手続等が令和 8 年 4 月 1 日から稼働することに伴い、教科用図書検定規則実施細則（以下「実施細則」という。）の一部改正（令和 8 年 3 月 23 日一部改正）、「オンラインによる申請等の手続について（通知）」（令和 8 年 3 月 23 日 7 文科初第 2691 号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「局長通知」という。）を発出したところです。

システムによる申請手続等開始に伴う変更点及び留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、各教科書発行者においては、遺漏のないようお願いします。

記

1. 従前からの主な変更点

- (1) システムの利用者登録を新設。
- (2) 検定申請予定の登録方法をメール提出からシステム上への登録に変更。
- (3) 申請書類等の提出方法に関して以下を変更。
 - ①申請図書（紙提出分）、表紙の本刷り及び修正表の正本 1 部以外の提出方法は指定するデータ形式でシステムへアップロード又はシステムへ入力とする。

※正式な書類提出以外（手続に関する確認・相談等）に関しては引き続き電話、電子メール、文部科学省が指定するデータ授受システム（クラウドストレージサービス「BOX」）等を利用し行う。
 - ②紙で提出するものについて、申請図書は郵送、表紙の本刷り及び修正表の正本 1 部は郵送又は持参とする。
 - ③申請図書の提出期日の変更。
 - ・紙：郵送は水曜日必着もしくは事前調整日に持参から、申請期間内に郵送（必着）へ変更。
 - ・データ：45 日から 35 日へ変更。データの仕様、留意点を全面的に更新。

- ④申請図書の添付書類⑭ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表の提出形式をエクセルから PDF へ変更。
- ⑤システムにおいて訂正申請を行う場合、訂正本の提出を省略する運用とする。
※訂正申請にかかる留意事項については下記 4. を参照すること。
- ⑥文部科学省から発出する文書の通知を電子メール等からシステムを介しての通知へ変更。
※検定意見の通知等の留意事項については下記 5. を参照すること。

2. システム稼働前後の手続き等に関する留意事項

①検定の申請

令和 8 年 4 月 1 日以降に申請する図書については、局長通知に基づき、システムにより申請手続きを行うものとする。

②訂正申請

令和 7 年度検定における見本提出前の訂正申請は、システム稼働前後に関わらず、従前の方法により行うものとする。

令和 8 年 4 月 1 日以降、上記以外の訂正申請を行う場合は、局長通知に基づき、システムにより申請手続きを行うものとする。

③見本提出届、編修趣意書の更新及び提出

令和 7 年度検定における見本提出届、編修趣意書の更新及び提出は、システム稼働前後に関わらず、従前の方法により提出するものとする。

④訂正届出、ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書など

令和 8 年 4 月 1 日以降、各種届出等を行う場合は、局長通知に基づき、システムにより申請手続きを行うものとする。

3. システムによる申請等を行う際の留意事項

手続きにあたっては、局長通知のほか以下の通知も踏まえ申請等を行うこと。

- ・ 検定審査料の納付方法について（令和 8 年 3 月 23 日付け 7 文科初第 2676 号）
- ・ 申請図書等の提出部数等について（令和 8 年 3 月 26 日付け 7 文科初第 2778 号）
- ・ 修正表の作成方法について（令和 7 年 3 月 28 日付け事務連絡）
- ・ 検定済図書の訂正内容の通知の方法について（通知）（令和 3 年 2 月 15 日付け 2 文科初第 1700 号）
- ・ 訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について（令和 3 年 2 月 15 日付け事務連絡）

4. システムを利用した訂正申請に関する留意事項

教科書検定システムを利用して訂正申請を行うにあたり、教科用図書検定規則実施細則の別紙様式第16号別紙（以下「別紙」という。）のみでは承認の可否を判断することが困難と考えられる場合を除き、訂正本の提出を省略することとする。なお、別紙の「原文」欄の記載にあたっては、訂正箇所のみならず、必要に応じ、訂正の趣旨がわかり、訂正の適否が判断できるよう適切な範囲を記入すること。

必要に応じて、訂正本の提出を求める場合は以下のとおり。

（1）教科の特性

- ①社会科（地図）及び地理歴史科（地図）の地図中の表記について、トレーシングペーパーを使用して訂正箇所の正確さを確認する場合
- ②国語科（書写）及び芸術科（書道）の手本、作例、鑑賞作品などについて、訂正箇所の印刷の正確さを確認する場合
- ③図画工作科、美術科及び芸術科（美術、工芸）の作品、参考作品、鑑賞作品などの図版について、訂正箇所の印刷の正確さ、鮮明さを確認する場合

（2）その他

- ①見本提出後、初回の供給前に行う訂正申請
- ②訂正箇所は数カ所ではあるが訂正内容が相互に関連し複雑なため、別紙のみでは承認の可否を判断することが困難と考えられる場合
- ③その他別紙のみでは承認の可否を判断することが困難と考えられる場合

5. システムを利用した検定意見の通知等の留意事項

検定意見通知書等の通知文書はシステムを介して通知するが、検定意見の通知の補足説明及び検定審査不合格理由書の事前通知の補足説明は、従前のおり対面またはオンラインにて行うものとする。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
教科書課教科書情報係

TEL：03-5253-4111（内線3288）